

進路だより

県立向の岡工業高等学校 定時制総合学科
学習支援グループ 令和4年4月7日発行（第220号）

Classroomでも配信しています。

【全年次】

成人年齢の引き下げ 「進路活動への影響」「アルバイト契約時の注意点」

民法が改正され、4月より成人年齢が18歳に引き下げられました。先月末までは明治9年（1876年）から約140年もの間「成人年齢は20歳」と定められていたので、大きな変化と言えます。



（1）進路活動等では引き続き保護者の同意を原則とします。

進路活動等では、就職時には企業との関係、進学時には進学先の学校や奨学金の契約など、重要な決定事項が数多く存在します。4月以降は法令上18歳以上が成人となるので、その年齢に達すれば保護者の許諾なく契約等を進めていくことは可能です。

これまでは「未成年者取消権」があり、20歳以下の高校生が何らかの契約を結んだ場合でも保護者の同意が無ければ取り消すことができました。しかし、今後は保護者による取り消しができなくなるため、より慎重に話を進めていく必要があります。

高校卒業時の進路決定は、今後の皆さんの人生に大きな影響を与えます。また、学校は教育活動の一環として進路支援を行っており、今後とも保護者の同意を得ることを原則としていきます。

なお、本校の進路支援では「生徒の皆さんの希望進路」「保護者の方の意向」を大切に考えてきました。そのうえで、担任や進路担当からは「必要な情報の提供」「高校在学中の学習状況、面談内容、適性検査の結果等を踏まえた客観的な助言」を行ってきました。今後は、これまで以上に保護者の方との連携を強めて進路支援を実施していきます。

（2）アルバイトの契約

アルバイトの契約も18歳以上であれば保護者による「未成年者取消権」が無くなるため、契約時には皆さんの責任に基づいて判断をする必要があります。

しかし、経験が浅いと、契約内容を見ても「何が良くて、何が悪いのか」が分からない場合も多いと思います。そのような場合には一旦持ち帰り、保護者の方に相談してから決定するなど、慎重な対応をおすすめします。

(3) 成人年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ● 親の同意がなくても契約ができる <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話の契約 ・ ローンを組む ・ クレジットカードを作る など ● 10年有効のパスポートを取得する ● 公認会計士や司法書士などの国家資格を取る ● 民事裁判を一人で起こすことができる ● 結婚 女性の結婚可能年齢が18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ● 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒をする ● 喫煙をする ● 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ● 養子を迎える ● 大型・中型自動車運転免許の取得 

(4) なぜ今、注意喚起をするのか？

今回の成人年齢の引下げで、最も心配なのは「契約に関するトラブル」です。

右のグラフは、令和元年度までの東京都内の若者の消費生活に関する相談件数です。相談内容は契約上のトラブルが目立ち、「オンラインゲーム」「商品の購入」「賃貸物件の契約」等があります。

注目してほしいのは、20歳未満と20歳以上では相談件数に約2倍の差があった点です。20歳未満が少なかったのは、企業が契約時に保護者の同意を求めていたり、「未成年者取消権」があることが影響していたと思われます。このように、これまでは法律で守られていた高校生が、今回の成人年齢の引下げでトラブルに巻き込まれる可能性が高まると考えられるので、契約を伴うような場面では保護者等に相談する等、今まで以上に慎重な行動が求められます。

